

会 議 記 録

会議名称	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 「各主体（大人）の役割検討部会」	
日時	令和6年4月4日（木）18時30分～20時20分	
場所	杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、増田委員、向井委員、曾山委員、板垣委員、岡野委員、横山委員、若松委員、新藤委員、野村委員
	事務局	子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部管理課長
傍聴者数	10名	
配付資料	資料1 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会「各主体（大人）の役割検討部会」部会員及び事務局名簿・席次表 資料2 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例 資料3 子どもの権利の保障（ワークシート） 資料番号なし 中瀬中学校異学年交流授業アンケート回答まとめ	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 部会の設置及び部会長・委員の指名について 3 議題及び報告事項等 <ol style="list-style-type: none"> （1）部会の進め方について （2）テーマ「子どもの権利を保障するための「各主体（大人）の役割」とは」 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利を保障する者（各主体）の整理 ・子どもの権利の保障の内容 ・権利を保障する者（各主体）への支援 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について 	
野村部会長	では、第2回目の部会ということでよろしく申し上げます。	
子ども家庭部管理課長	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>杉並区子どもの権利擁護に関する審議会の第2回目の部会を開催させていただきます。</p> <p>それでは資料の確認からさせていただきますと思いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>席上配布の資料として、まず、次第が1枚。続きまして資料1といたしまして、部会委員の名簿でございますが、前回の部会でお話しました通り審議会会長のご意向により、部会につきましてはその都度ご出席される方を部会員として指定するとなっておりますので、本日は名簿右側に丸印のついている方々が部会員ということになります。</p> <p>名簿の裏面には当初予定していた席次がございますけれども、開会直前に会長とのご相談により、前回同様にグループワーク形式を進めたい</p>	

	<p>ということで、このような席にさせていただきましたのでご了承ください。</p> <p>続きまして資料2としまして審議会条例、こちらは部会の設置根拠となる条文のところに点線で囲いをしておりますのでご確認ください。</p> <p>資料3、A3版の見開きで子どもの権利の保障となっておりますが、こちらを元に本日皆様方にご議論いただきます。後ほど会長からお話があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それから議論の参考にとということで、次第には特に記載しておりませんが、前回の第5回審議会資料で、第1回の部会で議論した「子どもの権利」についてまとめていただいた、資料4と記載のある両面印刷の資料です。</p> <p>それから大きなクリップ留めになっております資料です。こちらは昨年度末に行いました区立中瀬中学校での異学年交流授業の際の子どもたちからのアンケートの集計結果がまとまりましたので、詳細につきましては次回の審議会でご報告をさせていただきたいと思うのですが、多くの生徒の皆さんがご参加くださいましたので、今日お越しくださいました皆様方にはお渡しさせていただいて、事前にお目通しをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>不足している資料はございませんでしょうか。</p> <p>加えて、部会に参加される皆様方にご持参いただきたいということで、第4回目の審議会配布させていただいた皆様方からお出ししていただいた事前課題意見シート「子どもの権利を保障するための各主体の役割」をまとめたもので4回目の資料番号では4の2とふられているもの、それから第3回審議会配布した各自治体、豊田市、川崎市等々の、条例の写しをお願いしておりましたけれども、お持ちでない方はいらっしゃいますか。資料の確認は以上でございます。</p>
野村部会長	<p>皆さん、お忙しいところありがとうございます。</p> <p>子どもワークショップシーズン1が、この前の3月30日に区長の前で取組報告をしたということで予定回が終わりましたが、シーズン2が重なる形で3月末から始まっていて、第2回目が今度4月の21日に行われることになっているので、ここで特に「子どもの権利」について審議会でもまとめたものを子ども達の前に提示しようかなというふうに思っているということです。</p> <p>ということで、ここ（部会）で、或いは部会だけではなくて本会議で議論したことを、子どもとのやりとりの中でうまく確定していくことができればと思っている次第です。</p> <p>今日の部会では子どもの権利保障、特に大人の役割ということで、少し皆様にお知恵をいただければと思っています。</p> <p>A3の資料3という見開きのワークシートとなっている資料がありますが、今日やるべきことは、子どもの権利を保障するものがどういうものかということの整理と、それから子どもの権利保障の内容、大人がどういうことをどういう関わりどういう保障するのかということですね。</p> <p>それから、権利を保障するものへの支援というふうにご書いておきましたけど、まず子どもの権利を保障するものということで、右側のワークシートを見ていただければと思いますが、家庭、それから育ち学ぶ施設、地域、区としました。とりあえずこんなものかと思って出させていただいておりますので、これ以外に何かあれば出していただければと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>ワークシートは、最初は〇〇における子どもの権利保障と書いていたのですが、区の所で、区における子どもの権利保障ということになると意味がわからなくなってきたので、子どもの権利保障と〇〇というふうに表現を整理しました。</p> <p>それぞれ今日やっていただくこととしては、子どもの権利を保障するにあたって、家庭ではどういうことをすればよいのか、或いは育ち学ぶ施設では、或いは地域では、或いは区はどういうことをすればよいのかということ、皆さんの話し合いの中で、まずランダムに挙げていただければと思います。</p> <p>加えて、例えば家庭であれば、家庭が子どもの権利保障の場になる場面があると思うのですが、同時にその家庭に対しての支援が必要だということも思いますので、家庭に対してどういう支援をしたらよいのか、或いは育ち学ぶ施設や地域において子どもの権利保障するのだけれども、育ち学ぶ施設や地域に対してどういう支援をすればよいのかということを考えていただければというふうに思っております。区については区への支援は多分ないと思いますので、子どもの権利保障の内容として、盛り込むものという項目だけにしています。</p> <p>それぞれの支援の部分は、最終的に区はどういう支援をする、しなければならぬというような話になっていくかなということで、「区は」、と区を主語にしていいかもしれないというふうに書いてあるということです。</p> <p>最初は単語だけ、単語というか短いフレーズで構わないのでそのワークシートに、いろいろご意見を出し合いながら、それぞれ書いていただいて、最終的には机の上にある模造紙に「家庭」、「育ち学ぶ施設」を1枚、それから「地域」と「区」を模造紙の1枚ということで、少し大きめに書いていただいたものを貼って、皆さんでちょっと議論できればというふうに思っています。</p> <p>では、少し時間をとりたいと思います。他の自治体の条例は、いいところ取りをしないという意味で最初はあまり見ずにやっていただいて、例えば家庭では子どもの権利保障をするにあたって、何が必要か、とか家庭はこういうふうにしなきゃいけない、というようなそのような意味合いで少し上げていただければというふうに思います。</p> <p>家庭と同様に育ち学ぶ施設、地域、或いは区ということで、とりあえずその4つについて意見交換をしながら、このワークシートにメモ書きしていただいて、その後で他の自治体の条例も見ながら、模造紙に書いていただくという作業ができればというふうに思います。</p> <p>それが出来上がったところで貼り出してみ、皆さん、それぞれの班でいろいろな意見が出るとと思いますので、少し議論ができればというふうに思います。</p>
曾山委員	<p>事前課題意見シートでは「事業者」というのがあったのですが、抜いてしまっていていいのかなと思うのですが。</p>
野村部会長	<p>なるほど。それでは「5」として「事業者」を入れましょう。ありがとうございます。</p>
新藤委員	<p>聞き洩らしたかもしれないのですが、ワークシートに自分で書いたら付箋に書いて模造紙に貼るのでしょうか。</p>
野村部会長	<p>付箋には書かずに、ワークシートに書いて体裁が整ったものを模造紙1枚に2項目ぐらいで書いてください。</p>

新藤委員	わかりました。
野村部会長	とりあえず手持ちのワークシートにメモをしていただいて、20分くらい経ったら他の自治体の条例も見ながら模造紙に書いていってみるというふうにしたいと思います。
～3グループに分かれて個人ワーク、その後グループワーク～	
野村部会長	前回の審議会で議論した「子どもの権利」を保障する、対応する形でもあるので、子どもの権利についても少し念頭に置いていただきたいと思います。そろそろ30分くらい経ちましたので、他の自治体の書き方なども参考にしながら、模造紙に大きく書いていっていただい
～引き続きグループワーク～	
新藤委員	学校はどこに入りますか。
野村部会長	学校は「育ち学ぶ施設」です。「区」は区役所、区の行政と思ってもらえれば。なので、教育委員会も「区」に入ります。 また、事業者と地域は区別しにくいところもありますが、どちらかにしてもらってと思います。
～引き続きグループワーク、完成した模造紙はホワイトボードに掲示～	
野村部会長	(掲示された模造紙を見て) ちょっといいですかね。 ここに「愛情を持って育てる」と書かれています。愛情を持って育てるのに越したことはないのだけれども、親の方の義務として「愛情を持って育てる」ということになると、「溺愛」や「愛のムチ」だとか、いろいろな愛情表現がありますよね。 一方で子どもの権利の方では「家庭環境の中で愛情と理解を持って育まれます」と書かれていますので、逆にこれを保障するためにどういうふうに表現するのかというのは少し工夫が必要かもしれませんね。 親の方の理解の「愛情」に委ねてしまうと、「愛のムチ」とか、これは愛情だと言って虐待を試みたり、愛情の裏返しで体罰などということにも繋がっていくようなお話になっていくので、子どもの権利として書いてあるのはいいけれども、ここでは少し工夫が必要かもしれません。 そういうことで権利を保障するという意味で、ここに何を書くのかということであるので、そのような観点から他の自治体の書き方も見ていただいて、少し修正を加えていただければと思います。 愛情がいけないというわけではなくて、子どもの権利として愛情はあっていいのだけれど、親の方にもつばら委ねてしまうと、いろいろな愛情表現があつて、それ自体が問題になることがあるということはお存知のとおりだと思いますので。 そして、単に権利の裏側の表現だと単なるトートロジー（同語反復）になってしまうので、工夫する必要があります。
～グループワークの後、各グループが掲示した模造紙をお互いに見たり、他自治体の条例等と見比べて補記する箇所があれば赤色のペンで加筆～	
野村部会長	さて、お互いに見ていただいたでしょうか。 当初予定していたよりも、皆さんがたくさん書いていただいて、これはどうやってまとめたらいいのだろうかとか、最初から他の自治体の条例見てもいいとした方がよかっただろうかなど、いろいろ考えるところはあるけれども、皆さんいろいろと想像力を膨らませながら書いていただいてありがとうございました。 最初の予定では、これを見ながら少し議論しようかと思っていたのですが、議論するにはちょっとたくさんありすぎるので、まとめて

	<p>一覧にして次の本会議（審議会）に向けて考えをまとめてみたいと思います。何か気づいたことや質問、疑問に感じたことなどありますか。</p>
新藤委員	<p>このグループで話題になっていたのが、今のところ権利を保障する主体が5つに分かれていたと思うのですが、何と云うか、分けにくい部分や重なる部分、例えば施設と事業者が重なっていたり、あと区でも例えば学校は施設に含まれるのかな、という話をしていました。</p> <p>やっぱり区の影響といいますか、区立学校とかもたくさんあるので、その辺が分けにくいという話をしました。</p> <p>あとは事業者についてもいろいろな意見がありました。親が働いている会社みたいなイメージもありつつ、私が最初にイメージしたベビシッターさんとか、子どもに関係する事業やサービス、福祉サービスの事業者とか塾とか思い浮かべたりして、イメージが結構幅広く、どの辺をつかもうか、みたいところに迷いました。</p>
野村部会長	<p>施設については、これは「育ち学ぶ施設」とは何かということを定義しなければいけないと思うのです。</p> <p>「育ち学ぶ施設」の中には「学校教育施設」というのは入ってくるものなので、公立学校などは「区」に入るのではなくて、「育ち学ぶ施設」に入るのだと思います。</p> <p>あと児童福祉法上の例えば施設、それから子ども・子育て支援法に基づく施設かな。</p>
新藤副会長	<p>子育て支援センターなどですか。</p>
野村部会長	<p>いや、センターは「区」ですかね。「育ち学ぶ施設」は幼稚園、保育園、認定子供園などであるとか、学校教育法上の教育施設や児童養護施設。</p>
谷村委員	<p>子ども食堂はどうですか。</p>
野村部会長	<p>子ども食堂を「育ち学ぶ施設」にそれを入れるのかっていうのは、確かに微妙なところではありますよね。多分事業者であるとか地域に分類されるものかもしれないです。</p> <p>いずれにせよ、この「育ち学ぶ施設」については、各自治体の条例で定義されていると思うので、その定義に従うことになるのかなと思います。</p> <p>確かに事業者のイメージの範囲というのは結構広くて、例えば保護者が勤めている事業者ということであれば、先ほど議論になったように、ワークライフバランスの問題であるとか、事業所内保育の問題などがあるかもしれないけども、地域にあるお店屋さんとか商店だとかっていうことになると、それを事業者なのか、地域なのかっていうことはちょっと微妙なところですよ。確かにご指摘の通りかなというふうに思ったりもしますので、その意味ではどちらかに入れるしかないのかなと思います。</p> <p>いろいろ書いていただいたのでまた頑張って整理しようかなと思います。他にありますか。</p>
高木委員	<p>その事業者もそうですし、家庭にしても、私どもみたいな里親ですとか、あとグループホームですとか、それは「家庭」に入れてもいいのかなと思うのだけど、児童養護施設はどちらかというところ「育ち学ぶ施設」なのかなと思います。</p>
野村部会長	<p>そうですね、わかります。</p> <p>同じ「社会的養護」というくくりであるかもしれないけども、児童養護施設や自立援助ホームなどは施設に当たるけれども、里親、グループ</p>

	ホームというのは「家庭」として考えてもいいんじゃないか、ということですよ。
若松委員	<p>そういうことは、ここに入りますという細かい定義というか、区分けというのは、逆に今必要なかどうか、というのはちょっと思ったんですけれども。</p> <p>その他のところでも、どこかでうたっているんですか。</p>
野村部会長	<p>「育ち学ぶ施設」については、定義をしているところが結構あると思いますが、「家庭」の定義はないかなと思います。</p> <p>「地域」の定義もないから「育ち学ぶ施設」だけ多分定義があるというふうに思います。</p>
若松委員	<p>それでもやっぱり何か理由というか「学校が」とか、何となくそこは区分けをして考えたいという趣旨のことを作られているという解釈でしょうか。</p>
野村部会長	<p>そうですね細かく言えば例えば「学校は」とか、「保育所は」とか、「認定子供園は」というふうにするようになるのだけれども、それは条例上、区分のし過ぎになるので、「育ち学ぶ施設」ということでくくったかどうか、ということも川崎でやったんですね。</p> <p>その「育ち学ぶ施設」というのは、条例も法なので法の概念として何なのかっていうことが問題になったので、「育ち学ぶ施設とは」という定義を多分入れていると思います。</p> <p>この前の審議会で法務担当がこれから関わりを持ってくるという話がありましたけれども、「育ち学ぶ施設」という新しい概念について、これは何なのかと言われた時に、これはこういうことだと示していくこととなります。</p> <p>でも「家庭」は、と言った時にそれほど定義は必要ないんだと思いますが、ただ先ほどご指摘のあった通り、里親を含むのか、グループホームを含むのかっていうようなことは、考えておいた方がいいかなと思います。</p> <p>ただ、条例の中の定義で書くのか、或いは条例の解説のようなところで書くのか、ということは議論があるかなというふうに思います。</p> <p>なので、定義をしないといけないようなもの、というのが中にはあるかもしれないので、それは条例上定義をしていくということです。</p> <p>他の自治体の条例、川崎は多分定義をしていたかなと思いますが、他の自治体でも定義をしているところがあるので、後でご参考にしていただければと思います。</p> <p>他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、出していただいたものを集約させていただいて、まとめて、次回の本会議（審議会）の方に出したいと思います。</p> <p>ということで、結構いい時間になりましたので、このあたりで締めたいと思いますが、部会での作業の間、傍聴方が作業を眺めておられるだけではとしましたので、傍聴の方にもワークシートにいろいろ書いていただいて出していただきました。それも少し参考にさせていただいて、次回の議論にしたいと思います。</p> <p>私の方からは以上です。</p>
子ども家庭部 管理課長	<p>それでは皆さんどうもありがとうございました。</p> <p>今、部会長からお話のありました通り、次回の審議会ですとまとめたものを改めてお示しをさせていただいてご議論をしていただきたいと思います。</p>

	次回は第6回の審議会となりまして、5月7日火曜日の午後6時30分から第4会議室になりますので、ご予定をよろしくお願いいたします。
--	--